

旭川市水防計画の変更概要

- 1 第2章第1節 北海道水防計画の変更に準じた修正
 - 第5 大規模氾濫減災協議会について，第9章第5から項目を変更する。
 - 第6 北海道大規模氾濫減災協議会について，第9章第6から項目を変更する。

- 2 第3章第2節 文言の修正
 - 第1 水位観測所の文言を修正し，市内に係る主要な水位観測所を別表5とする。
 - 第2 雨量観測所の文言を修正し，市内に係る主要な雨量観測所を別表6とする。

- 2 第4章第3節 文言等の修正
 - 第1 水防活動用の警報等の「1 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関」並びに「2 洪水予報の種類，危険レベル発表基準等」内の文言及び名称を修正する。
 - 第3 水防活動用気象予報・警報等の伝達について，システム系統図を修正する。

- 3 第4章第6節 文言の修正及び追加
 - 第2 気象予報及び警報，雨量・水位情報等の収集内の「1 市町村向け情報提供」及び「2 一般向け情報提供」のホームページアドレスの修正及び提供情報を追加する。

- 4 第5章 北海道水防計画の変更に準じた修正
 - 第5節 緊急通行について，第9章第9から項目を変更する。

- 5 別表 各別表における数値等を修正する。
 - 別表2 消防本部・署の系統図を修正する。
 - 別表3 消防機関の水防分担区域表を修正する。
 - 別表4 重要水防区域について，重要水防区域の全面的な見直しにより修正する。
 - 別表5 水位観測所について，市内に係る主要な水位観測所を追加する。
 - 別表12 洪水予報区及び水防警報区について，水位観測所を追加する。